



長野県報

11月24日(木)
平成17年
(2005年)
第1714号

目次

規則

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) 1

告示

地方税法に基づく特約業者の指定の取消し(税務課) 2

昭和61年選告示第66号(公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設)の一部改正(選挙管理委員会) 2

公告

一般競争入札(県立病院課) 4

長野県環境影響評価条例に基づく準備書及び要約書の送付及び縦覧(環境自然保護課) 4

特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(生活文化課NPO活動推進室) 5

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(生活文化課NPO活動推進室) 5

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧(産業政策課) 6

都市計画法に基づく長野県都市計画公聴会の中止(都市計画課) 6

開発行為に関する工事の完了(5件)(建築管理課) 6

一般競争入札(高校教育課) 7



職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年11月24日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

長野県人事委員会規則第16号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和52年長野県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

本則中

「国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会に競技の監督、選手等として参加する場合」
を

「国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会に競技の監督、選手等として参加する場合

森林法の一部を改正する法律(平成16年法律第20号)による改正前の森林法(昭和26年法律第249号)第187条第5項の林業改良指導員資格試験に合格している職員が、森林法第187条第3項の林業普及指導員資格試験(その者が受けることができる最初の当該試験の実施期日の属する年度以後3年度の間に行われるものに限る。)を受ける場合

農業改良助長法の一部を改正する法律(平成16年法律第53号)による改正前の農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第14条の3第2項の改良普及員資格試験に合格している職員が、農業改良助長法第9条の普及指導員資格試験(その者が受けることができる最初の当該試験の実施期日の属する年度以後3年度の間に行われるものに限る。)を受ける場合」

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局